

議事日程第1号

令和5年 第4回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時
令和5年12月5日(火)
午前10時開議
開会の場所
錦江町田代支所議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告
1) 事務報告
2) 監査の結果報告
- 日程第4 行政報告
1) 町長行政一般の事務報告
- 日程第5 承認第 7号 専決処分した事件の承認について
(令和5年度錦江町一般会計補正予算(第9号))
(町長提出)
- 日程第6 議案第47号 令和5年度錦江町一般会計補正予算(第10号)について
(同上)
- 日程第7 議案第48号 令和5年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)について
(同上)
- 日程第8 議案第49号 令和5年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計
補正予算(第2号)について
(同上)
- 日程第9 議案第50号 令和5年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)
特別会計補正予算(第2号)について
(同上)
- 日程第10 議案第51号 令和5年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算
(第3号)について
(同上)
- 日程第11 議案第52号 錦江町水道事業の設置等に関する条例について
(同上)
- 日程第12 議案第53号 錦江町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する
条例について
(同上)

日程第13 議案第54号 錦江町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について
(町 長 提 出)

(日程第11 議案第52号から日程第13 議案第54号までを一括上程)

日程第14 議案第55号 錦江町簡易水道事業の水道事業への移行及び錦江町
農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を
適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について
(同 上)

日程第15 議案第56号 錦江町農業集落排水事業の設置等に関する条例について
(同 上)

日程第16 議案第57号 錦江町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する
条例について
(同 上)

(日程第15 議案第56号及び日程第16 議案第57号を一括上程)

日程第17 議案第58号 錦江町神川大滝公園条例の一部を改正する条例について
(同 上)

日程第18 議案第59号 令和5年度錦江町旧老人福祉センター等解体工事
請負契約の締結について
(同 上)

日程第19 議案第60号 指定管理者の指定について
(同 上)

日程第20 議案第61号 指定管理者の指定について
(同 上)

散 会

令和5年 第4回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和5年12月5日
召集の場所 田代支所議会議場

応招（出席）議員	1番	久保 勇太	
	2番	久本 晃	
	3番	厚ヶ瀬 博文	
	5番	浪瀬 亮祐	
	6番	染川 金治	
	7番	池田 行徳	
	8番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	中野 徳義	
	12番	落司 道子	
	13番	笹原 政夫	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	新田 敏郎		
副町長	有村 智明		
教育長	畑中 清和		
総務課長	坪内 裕二郎	会計管理者兼会計課長	鳥越 幸一
未来づくり課長	中島 裕二	住民生活課長	川路 昭典
政策企画課長	高崎 満広	観光交流課長	木下 勝幸
介護福祉課長	笹貫 新一郎	産業建設課長	荒木 義文
健康保険課長	猪鹿倉 勝志	教育課長	菖蒲 洋二
住民税務課長	落司 毅	政策企画課 病院再整備対策監	内木場 博之
建設課長	宮園 守	総務課財政管係長	今村 学
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	池之上 和隆	総務課総務主査	小川 弘晃
職務のため出席した者			
議会事務局長	永吉 和幸		

令和5年 第4回 錦江町議会定例会会議録

令和5年12月5日（火）午前10時

田代支所議会議場

	(開会・開議)
○笹原議長	皆さんおはようございます。ただいまから、令和5年第4回錦江町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。
	(日程報告)
○笹原議長	本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	日程第1 会議録署名議員の指名
○笹原議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1番、久保君、2番、久本君を指名します。
	日程第2 会期決定の件
○笹原議長	日程第2、会期決定の件を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は本日から12月15日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの11日間に決定しました。
	日程第3 諸般の報告
○笹原議長	日程第3、諸般の報告を行います。閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりであります。 次に、監査委員から令和5年9月21日、10月26日、11月21日実施の例月出納検査の結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配っております。ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。
	日程第4 行政報告
○笹原議長	日程第4、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありました。これを許します。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	おはようございます。12月議会定例会を招集しましたところ、皆様ご出席いただきまして、ありがとうございます。8月の28日から11月24日までの主な活動についてご報告申し上げます。 9月20日は、今年度からスタートした起業家人材を育てるローカルベンチャー事業について、町民の皆さんへの事業説明会を文化センター2階会議

室で開催いたしました。この日は、委託事業者である岡山県西粟倉村の株式会社エーゼログループの牧 大介代表にこれまで取り組んできた木材加工事業や養鰻事業、ジビエ事業など地域資源を生かした取組の中での考え方や一次産業を元気にすることで未来をつくってきた事例をお示しいただきながら、挑戦する意義をお話いただきました。

9月21日は、令和5年度中学生アントレプレナーシップ事業であるイノチャレ2023の錦江中学校の成果発表会に出席しました。中学校3年生の32人が、町内の事業所にインタビューに出向き、そこから現状課題分析、ありたい未来の目標設定、それを実現するための事業展開などを学ぶプログラムですが、「魅力ある仕事づくり」「つながりや新しい人の流れ」「学びや子育ての希望を叶える」「医療福祉で安心して暮らせる」の4つのテーマを7つのグループに分かれて、事業提案してくれました。中学生が提案してくれたアイデアをどのように施策に取り組んでいくのかは、私たちの務めだというふうに思います。

9月30日は、霧島市の始良中央家畜市場で開催された第72回鹿児島畜産共進会の応援に伺いました。本町の田代地区から舞原さんと宮園さんの雌牛が出品され、最優秀賞と優秀賞というすばらしい結果を残してくださいました。

10月2日は、今年6月に設立された錦江町MIRAIサポート協同組合の採用第1号となる職員の入組式に出席しました。この組合は、人口急減地域において、国が地域づくり人材の確保や活躍の推進を図るため、事業協同組合の届出のみによる制度創設を特例認可し、組合が労働者派遣事業を行うものです。町内の9つの事業者で組織される組合ですが、各事業者の特徴を生かしながら、Uターン者を中心に多様な仕事に従事していただくことを期待しているところです。

10月15日は、当町の国体室や県自転車連盟の方々が3年かけて準備をしてくださった燃ゆる感動かごしま国体の自転車ロードレース競技が、当町田代周回コースを中心に行われました。沿道では、多くの皆さんが応援してください、地元田代出身の富尾選手も懸命に頑張ってください、6位入賞という成果を残してくださいました。実行委員会の皆さんをはじめ、小中学生や多くのボランティアの皆さんのご協力ですべて国民体育大会が開催できましたことに心から感謝いたします。

10月29日は、少子化の影響で2年前に廃園となったひかり保育園跡で池田地区の実行委員会の皆さんが、ひかり青空市を開催されましたので、伺いました。地域で採れた野菜やお茶、サツマイモを含め、町内外から多くの出店があり、久しぶりに賑やかな保育園となりました。地域の方々が、

	<p>まず自分たちの地域でできることから始めようと企画、実践され、そこに来場し、商品を購入するという事で、実行委員の皆さんを応援して下さる地域住民の皆さんにも感銘を受けました。</p> <p>11月1日は、日本郵便株式会社と包括連携協定を締結いたしました。田代、大根占、神川の局長さんにお越しいただき、簡易郵便局も含めた町内隅々までネットワークのある日本郵便株式会社と安心、安全な暮らしの実現や未来を担う子どもの育成など5項目の連携を図りながら、錦江町の人的、物的資源の有効活用、課題解決などに取り組んでいきたいと思ひます。</p> <p>11月11日は、田代小学校創立150周年記念式典に出席いたしました。第72郷校としてスタートした田代小学校ですが、明治、大正、昭和、平成、令和という5つの時代の変遷をたどり、銘茶の里にしっかりと根付き、150歳を迎えた田代小学校を現在の子どもたち、保護者、卒業生、そして地域の皆さんとお祝いできたことに感謝したいと思ひます。毎週1回ではありませんが、麓交差点の国道で交通立哨しているときにいつも元気で笑顔で挨拶してくれる田代小学校の子どもたちが、この町を誇りに思い、さらに成長できるようなまちづくりをしていきたいと思ひます。</p> <p>11月23日は、昨年、錦江町若手職員未来チャレンジ事業で提案のあったととのっ茶ウナ in 錦江が、神川海岸で開催されましたので出席しました。このイベントは、広大な砂浜が残る神川の海辺を生かした誘客はできないものかと、若手職員が企画してくれた実証実験です。キャンプ場の下の砂浜にテント式のサウナ4基を設置し、錦江町産の緑茶、紅茶、ほうじ茶、玄米茶をサウナストーンにかけ、そこから立ち上る蒸気を浴びる蒸気浴を来場者に楽しんでいただきました。また、お茶の香りで思い切り汗をかいた後は、町内のお茶農家さんで組織する新緑会の皆さんが準備して下さった冷たい緑茶で喉を潤していただくなど、地域資源を生かしたイベントとなりました。</p> <p>以上、主な活動経過について報告させていただきました。これで行政報告を終わります。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これで行政報告は終わりました。
	日程第5 承認第7号
○笹原議長	日程第5、承認第7号、専決処分した事件の承認について、令和5年度錦江町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)

○新田町長	<p>承認第7号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。令和5年度錦江町一般会計補正予算(第9号)につきましては、補正総額が5,460万円の増額で、累計は75億2,347万円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は老人福祉センター解体工事費を5千万円、農業用施設災害復旧に係る測量設計等業務委託料を346万6千円、並びに花瀬バンガロー連絡橋改修に係る設計業務委託料を104万円それぞれ増額したものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、公共施設除却事業債を4,750万円、財政調整基金繰入金を400万円、並びに災害復旧事業債を310万円、それぞれ増額したものであります。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	<p>これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入18款繰入金及び21款町債と、歳出2款、総務費から11款災害復旧費まで、及び第2表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから承認第7号、専決処分した事件の承認について、令和5年度錦江町一般会計補正予算(第9号)を採決します。お諮りします。承認第7号は承認することに異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分した事件の承認について、令和5年度錦江町一般会計補正予算(第9号)は承認することに決定しました。</p>
	日程第6 議案第47号
○笹原議長	<p>日程第6、議案第47号、令和5年度錦江町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第47号、令和5年度錦江町一般会計補正予算(第10号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額は、7,357万7千円の増額で、累計は75億9,704万7千円となりました。主な内容につきましては、歳出は、ふるさと納税事業に関わる手数料を2,850万円、元金積立金を2,150万円、障害者</p>

	<p>福祉サービス事業に関わる扶助費を 800 万円、並びに道路維持費の重機借上料を 550 万円、それぞれ増額するとともに、町道山之口線舗装補修工事費を 207 万 4 千円減額するものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、ふるさと納税寄附金を 5 千万円、障害者自立支援給付金の国庫負担金を 400 万円、並びに財政調整基金繰入金を 2,495 万 5 千円それぞれ増額するとともに、森林環境保全直接支払事業の県補助金を 400 万円減額するものであります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 1 款町税から 21 款町債までと歳出 1 款議会費から 11 款災害復旧費まで、及び第 2 表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越君。
○8 番 川越議員	<p>予算書 24 ページですが、教育費の事務局費のところに報償費で、学校の在り方検討委員会の謝金が 13 万 6 千円増額しておられます。これについては先般から動いております、小学校の再編成に係る検討委員会であるというふうに理解しますが、それでよろしいですか。</p> <p>これまで 2 回ほど検討委員会も開かれたわけですが、その内容なり推移なりというようなものと、今後どのような課題を解決していかれるのか具体的に分かっておりましたらお示してください。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	詳細につきましては教育課長から説明をさせます。
○菖蒲 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○菖蒲 教育課長	<p>川越議員のご質問にお答えいたします。現在、町再編統合推進委員会を 10 月 17 日に開催しまして、その後、各地区推進委員会、大根占地区、田代地区、それぞれ 2 回行っております。その中では総務部会という形になっているところもありますが、その中で学校の位置、それから学校の名称、校章、校歌について協議をさせていただいているところでございます。</p> <p>地区の推進委員会で、学校をどこにするとか、校名をどうするとか、決めていただいた後にさらに町の再編統合推進委員会にお諮りしまして、その後最終的に町長に提言していただくこととしておりますが、現在の大根占地区</p>

	<p>のほうでは、第2回目のまず、学校をどこにするか、学校については、ほぼ大根占小学校で校名も大根占小学校というご意見であります。あと校歌、校章について、まだ協議を進めているところでございます。</p> <p>続きまして、田代地区におきましては、先日の第2回目の推進委員会の中で、位置については田代小学校。それから校名についても田代小学校、それから校歌、校章についても今の田代小学校のものを継続ということで、地区の推進委員会の中ではそういう意見でまとまったところでございます。以上です。</p>
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	今後、方針等を決めていかれますが、地区の総括が非常に早い時期でなければなかなか大変だろうと思いますが、この結果の集約をどの時期に置いていらっしゃるのか。いつぐらいまでに地域の意見を集約されるのか、お伺いします。
○菖蒲 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○菖蒲 教育課長	<p>地区ごとの推進委員会の進捗状況もございしますが、その結果次第ですが、全体の推進委員会をできれば年明けにして、そこで皆さんの意見が総意いただければその後、提言書作成になるかと思えます。</p> <p>早ければ、提言内容が決まりましたら、議会の全員協議会でご説明させていただいた後に町教育委員会で、定例教育委員会にお諮りした後、その後町議会への条例改正等の流れになるかと思えますが、現在のところはまずその進捗状況を様子を見ながらですが、できれば早いうちにその流れを進められたらなと思っております。以上です。</p>
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	念のためにお聞きをいたしますが、大根占地区の学校の統合の状態について、神川小学校が抜けたというようなことでは、皆さんご理解をいただいておりますでしょうか。これは町長が決められたことなので、云々申し上げませんが、ただ住民感情として神川が、単独で残ったということに対して、理解をいただいているところでしょうか。
○菖蒲 教育課長	はい。

○笹原議長	教育課長。
○菖蒲 教育課長	今のご質問の回答ですが、大根占地区の推進委員会の中では、特に神川地区が今回入ってないということで、特にですね、問題になるようなご意見とかというのはないかと思っております。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○7番 池田議員	7番。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	ページは12ページですが、一般管理費、総務費の節18負担金及び補助金、交付金ですが、自治会運営交付金がですね17万6千円の戻しになっているんですが、これを説明していただければと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	総務課長に答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	池田議員のご質問にお答えします。自治会運営活動交付金につきましては、自治会活動をより一層活性化するための活動交付金でございます。 各自治会におきましては均等割が3万円、世帯割が2千円となっておりますけれども、今回80数世帯、数が減ったということで減額となっているところですよ。以上です。
○7番 池田議員	はい。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	やっぱり最近ですね、特に私たちの大原校区でも施設の入園がとても多くなりまして、本当人口減少が回って見ますと本当びっくりするぐらいなんですけど、今後もやっぱりそういうふうなこの地域でも、自治会の人口の減少とかやっぱりそういうのが、すごく上がっていくような状況なのか、再度伺います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	池田議員のご質問にお答えします。今おっしゃったようにですね、私どもの人口推計でいきますと、まださらに減少が進んでいくというのが実態でございます。日本全体も人口減少下にありますが、それよりもちょっと進み方が早いなというところでございます。人口構成につきましても、既に

	65歳以上の高齢化人口がですね、16歳から64歳までの生産年齢人口を上回っている状況でございますので、今後とも1番人口比率の多い65歳以上のいろんな動きによる減少というのは、なかなか避けられないのではないかなというふうに認識しております。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はありませんか。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	9ページですね、先ほど町長が言われた減額で、森林環境保全の県の補助金の400万円減額された理由とですね、それから森林環境譲与税が繰入金、減額されたわけですけれども、ここですね6年度より障がい者とか、未成年者とかの人達を除く1人当たり1千円の徴収があるんですが、それに今度は譲与税に対して反映されてないのか、その辺もお聞きしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	浪瀬議員のご質問にお答えします。まず今、後段のほうでご質問なされました、1人当たり千円につきましては、まだ徴収に至っておりませんので、令和6年度からの徴収ということで認識しております。したがって、森林環境譲与税のほうに反映はしてないというところでご理解いただきたいと思っております。 それから、保全支払支援事業補助金の400万円の減額については、産業振興課長から答弁させます。
○池之上産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○池之上産業振興課長	今回、計上しております森林環境保全直接支援事業補助金の減額につきましては、間伐、下刈り等の事業費の減少によるものでございまして、事業費の減少に応じて補助金が減額になった分でございます。以上です。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	申し訳なかったです。5年と6年とちょっと勘違いしております。 先般ですね、全協において森林環境譲与税の国に対する見直しをお願いしたいということで本町からも要望を出されたと思うんですが、その後の進展等はどんなふうですか。

○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>議会のご協力をいただきまして、発委という形で意見書を出していただきましたけれども、先の 11 月に開催されました全国町村長大会においても、特別決議という形で森林環境譲与税の配分見直しについての決議を出した上で、国会のほうに要望を出しております。</p> <p>今の流れでいきますと、年末に控え当月ですけれども 12 月の税調の中で、そこらあたりが審議されるというようなことをお聞きしているところでございます。以上です。</p>
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	<p>予算概要書こちら 14 ページでございます。支所庁舎 3 階議場改修事業ということで、実施設計をされると思いますが、具体的にどのような活用、この 3 階が改修されるのかご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>あともう 1 点でございます。同じく予算概要書 23 ページでございます。医師会立基金の積立金、債券売却の件でございますが、当初 100 万見込んでいらっしまったということですが、実際には債権が保持されていないということでしたが、具体的にどういった経緯があったのか、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず、支所庁舎の改修の設計委託については、支所長から。それから医師会立病院の基金の関係については会計課長から答弁させます。
○川路 支所長	はい。
○笹原議長	支所長。
○川路 支所長	<p>それでは久保議員のご質問にお答えいたします。支所庁舎の 3 階の改修についてですが、具体的な改修内容というのは今後なんですが、現段階では、多目的に使用できるような改修を予定しております。例えばミニコンサート、映画上映会、舞踊や小中学校の小規模な発表会を想定しております。また、集客施設とは別に台風等の非常時の避難場所としての活用も検討しているところでございます。具体的につきましては、また活性化検討委員会の中で、年明けにもまた開催を予定しておりますので、その中で検討していきたいと思っております。以上です。</p>

○鳥越 会計課長	はい。
○笹原議長	会計課長。
○鳥越 会計課長	すいません、ちょっと資料を持ってきてないものですから後で答弁させていただきます。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	大変失礼しました。予算書でいきますと 10 ページのことでよろしかったでしょうか。医師会立病院再整備基金利子ということによかったですかね。現在、基金として 13 億積立てておりますので、その基金利息を想定しておりますけれども、その利率がですね若干、想定よりも下回ったということで利息の減額をするものでございます。以上です。
○鳥越 会計課長	はい。
○笹原議長	会計課長。
○鳥越 会計課長	ごめんなさい、今の 100 万円の減ですけど、これはですね、ここの利子は、医師会立病院の再整備基金の国債を含んだ、国債を売却したときの売却益を見込んでたんですけど、実際にはここの医師会病院の基金にはですね、国債はないものですから、単なるというか見込み違いで、今回その売却益の 100 万円を落とす分です。実際には、国債はこの基金は持ってなかったものですから、以上です。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	何度もすいません。実際基金の場合は、国債運用しているものと、定期預金で預けているものと、普通預金でしているものとそれぞれあって、今回については、国債で購入しているものではない、私どもが会計課のほうで国債を購入していなかったんですが、国債に対する利息分としてそれを計上してしまっていたので、錯誤による減ということでご理解いただければと思います。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	田代支所 3 階の件に関しては承知いたしました。ホール等いろいろ多目的活用される改修を行うということで、ぜひ検討を進めていただければと思います。 あと、医師会の債権の件でございますが、国債相当分というか、そちらを

	<p>実際購入してなかったということでございますが、関連してなんですけども、今回医師会の基金で 13 億ほど積立ってらっしゃると思うんですが、今回利子の見込みが 100 万減ったということですが、今のお話ですと国債等の債券ではなくて、ほとんど利子というか、預金というかそういった運用なのかなと思うんですが、やはり巨額の金額でありますので、なるべくこういった利子、あるいはこの売却益というのをですね、やはりすべきかなと思うんですが、今年度はこういう形で債券がなかったということですが、今後はこういった債券等も購入されて運用されるご予定なのか合わせてお伺いしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>詳細は会計課長に答弁させますが、私どもが国債を購入できる、上限という基金の上限枠というのを設けておりますので、たしか私の記憶では、今もう国債は私どもの基金の上限まで購入していたような気がしますので、追加で国債購入というのは現段階では考えられないのかなというふうに思っております。詳細は会計課長に答弁させます。</p>
○鳥越 会計課長	はい。
○笹原議長	会計課長。
○鳥越 会計課長	<p>今町長が言われたとおり、上限額が決まってまして、その上限額にもうほぼきてますので、新たに買うことがちょっとできない状況です。どれか 1 つをまた売却して、購入するのは可能なんですけど、今の現状平均大体 20 年間の償還のものを持ってますので、以上です。</p>
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	<p>もう上限に達してらっしゃるということですが、逆にその 13 億もの巨額の基金でございますので、残りといいますかその総額ほとんど利子というか、金利というか通常のそういった当座なりどういう形で基金を運用されるのか、最後お伺いしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>私の考え、これは会計課長の専決事項ですのでそこは会計管理者のほうと相談しながらとなりますが、先ほど申し上げるように、既存国債の購入部分として、まだ満期になってない中で売却するということは損益も発生する見込みでなければならないということもあって、会計管理者としても非常に</p>

	<p>厳しい模様を見ながら考えているのかというふうに思います。</p> <p>したがって今後については、定期預金等の管理というふうなことが想定されますが、会計課長の考えを今、申し述べさせます。</p>
○鳥越 会計課長	はい。
○笹原議長	会計課長。
○鳥越 会計課長	<p>今町長が言われたとおりなんですけど、今去年私が令和4年4月1日に会計課長になってから、景気がいいもんですから、今、額面例えば1億円とか3億円とかあるんですけど、それを売却したときには、今の状況ではかなりの損をする状況なので、これがまた回復というか、額面よりも良い場合はそのチャンスを見て、売却したらその売却益が生じますので、そういう状況になれば売却したいと思います。でも、今の状況は売却したら損をします。なので、今は売却してません。以上です。</p>
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番 落司議員	<p>まず18ページの母子衛生費のほうで、講師謝金のほうが減額になってるんですけども概要書で見ると、こちらのほうが実施困難だということで減額になっておるんですが、その理由をお示しいただきたいということと、21ページの観光費のほうなんですけど、南隅地区観光連絡協議会負担金の減額、こちらがゲート改修ですね、そちらの予算だったと思うんですが、そちらも実施されないということで減額をされるっていうことになってるんですけどもそちらの理由ですね。</p> <p>あとサイクルジャンボリー補助金ですね減額になってるんですけども、こちらをですね今年度は国体があるということで当然、実施されないっていうことでは理解するんですが、やはり私も予算を通してるところでありますけれども、事前の調整というかそのイベントに関する何かを実施する際にその実施母体とですねちゃんとした協議をされて、予算措置をするべきではないのかなと思ったんですが、そういったところでの打合せをしっかりとされなかったのかどうかですね。</p> <p>あと、22ページの道路維持費で、重機借上料で550万増額補正があるんですけども、こちらは、概要書を見る限り国体関連、国道269号伐採で310万という補正がなされてるんですけども、この現段階で国体関連という形での説明書きがあるっていうのはどういったことなのかなというところで、その理由を教えてくださいたいと思います。</p>

○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	落司議員のご質問にお答えします。まず、母子保健の関係につきましては健康保険課から、それからゲートの関係、サイクルジャンボリーの運営の補助減については観光交流課から、それから道路維持関係については建設課からそれぞれ答弁させます。
○猪鹿倉健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○猪鹿倉健康保険課長	それでは、落司議員のご質問にお答えいたします。母子衛生費の講師謝金を計上しておったわけですが、これは子育て世代包括支援センターにおいて、子育てセミナーの開催を計画しておったわけですが、県外から講師をお招きして、妊娠、出産期から18歳までの子育て期にかかる子育ての様々な問題に対する問題についてセミナーを開催する予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症については、だいぶ感染症が収まってきたわけですが、季節性インフルエンザでありますとか、現在、流行っておりますプール熱、そのような感染症の発生状況を見て特に出産初期から3歳までの子どもに対するセミナーをとということで県外の講師と日程調整を行ってございましたけれども、なかなか日程がうまく整わずに今年度の開催を見送りました。来年度以降、セミナーの開催を実施するよう現在調整を行っているところでございます。以上です。
○木下観光交流課長	はい。
○笹原議長	観光交流課長。
○木下観光交流課長	落司議員のご質問にお答えします。まず、南大隅町と両町で組織する南隅地区の負担金の減額についてですけれども、ちょうど鹿屋市との町境に看板ゲートがございますが、昨年度予算の段階ではですね、もう設置して10年、かなりの年数が経つということで、点検をさせていただいたところです。そこにさびとか腐食等がありましたので、事務局の南大隅町ですけれども、そこから改修をする必要があると提案がありました。 そして、改修の見積りをとったところそれ相応の額が必要になるということで、その負担金の中で、両町で対応しましょうということで予算を計上したところですが、その後、改修業者と点検業者にですね、専門家を入れて、再度点検をさせていただいたところ、表面のさび等はありますけれども、構造的に早急に改修する必要はないんじゃないかという結果が出たということで、今年度になりまして、総会の折にそういう報告を受けました。その

	<p>ときに総会の時点で、予算編成する段階で、もうそれぞれ両町の負担金は減額しましょうということで、総意を得まして今回、予算の減額をしたところ です。</p> <p>それと次に、サイクルジャンボリーの補助金の減額ですけれども、これは、当初予算におきまして主催者側の県の自転車連盟との協議におきまして、国体があるもののサイクル愛好者はですね、たくさんいらっしゃるということで、是非、国体が済んだ後の11月もしくは12月に開催したいという要望がございましたので、予算の計上させていただいたところですが、国体が終了し、県の事務局等、大変苦勞されたと思うんですけれども、最終的に結果的には開催はできないという返事をいただきまして、今回減額したところ です。以上です。</p>
○宮園 建設課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○宮園 建設課長	<p>国体関連の重機借り上げの件でお答え申し上げます。国体についてはですね、急遽、皇族が南大隅の競輪とか、そこらあたりに来られるということで、県のほうから269号を来られるということで、清掃作業をしてくれという要請もありまして、実際、いろいろ悩んだわけですが、財政のほうと話し合いをしまして、まだ請求書はいただいておりませんが、緊急を要するというので、事業のほうは実施しているところです。今日の議会を通過後、速やかに支払いをしたいと思っております。以上です。</p>
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番 落司議員	<p>まず、講師謝金のほうで今回そういった感染症関係のほうで講師が県外から来られてセミナーを開催するのは難しいということで減額をされたということなんですけれども、今も研修はですね、オンライン等でですね、できるってということもあるので、そういった形での検討はなされなかったのかどうかということが1点と、あと看板関係等ですねサイクルジャンボリーの関係は、一応了承いたしました。そうですね、点検がやはり本格的な点検をした場合に分かったことだということであれば、致し方ないのかなと思いますけれどもやはり、予算に計上する前に慎重にですね判断していただいて、予算編成をしていただきたいなというふうに思います。</p> <p>あと重機借上料に関しては、そういった緊急を要するというのでそういった対応をされたということなんですけれども、果たしてそのない状態のもので、こういう形での予算編成をしていいものかどうかというのは、正直、</p>

	何とも言えないところかなと思うんですけども、果たしてこれが最適の対応だったのかどうかその辺についてもちょっとお聞かせいただきたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>母子保健の関係の追加質問については、健康保険課長から答弁させます。それから、今ございました、道路維持費の分についてですけどもまず、予算がない中で執行というのはこれは財務規律上あり得ないことです。ただし、現在建設課には重機借上料もございますので、既存の予定していたものの振替として、それを先行でしながら、それが予定された箇所が変わりますのでそれに対する改めての補充補正というのはありうるのかなというふうに思います。</p> <p>ただ、落司議員おっしゃるようにまずは予算ありきでございますので、もしできないのであれば専決を組むなり、方法あったはずだろうというご指摘も踏まえた上で、今後、こういったところは徹底して、財務規律を正してまいりたいというふうに思います。以上です。</p>
○猪鹿倉健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○猪鹿倉健康保険課長	<p>ただいまのご質問にお答えいたします。担当課におきましてもオンラインでの講演会の開催ということは検討させていただきました。ただ、鹿屋保健所管内で幼児に対する感染症の情報、非常に感染率が高くてですね、まだこういった時期にお子様であったり母親であったり、多くの方を寄して講演会を開催というのは、ちょっと慎重に実施したほうがいいのではないかとということで、今年度の開催は見送ったところではございます。</p> <p>ただ、子育て世代包括支援センターの運営会議の中で、それぞれ保育園、幼稚園等の先生方、実務に携わる方々の中で検討委員会を開催しておりますので、そこの中では講演会、講師の方のご助言をいただくことで、検討会は進めているところでございます。以上です。</p>
○12番落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番落司議員	まず、研修のほうですね、答弁いただいたんですけども、今後もそういったことが起こらないということも限らないということを考えてら例えば、たくさんですね、親子が集まって、そうやってオンライン開催をしていただくような形ではなく、その会場を分散して行っていくようなことも、今

	<p>後は視野に入れていかないと、想定外にいろんな感染症が流行ったりすることが絶対起こり得ないということもあり得ないと思いますのでそういった形で、柔軟に対応ができるような形をこれをきっかけにですね、考えていただければなというふうに思っております。あと当然ながら、今、子育てをされている方々は当然そういった形でのZ o o mだったりとかそういうのも対応は多分できると思いますので、個別の配信でも対応が可能なのかなというふうには感じておりますので、できるだけ子育てをしやすいような情報ってのがちゃんと手元に届くような形で、せっかく予算を組んでおりますので、実施できるような形で進めていけるような整備をしていただきたいなというふうに思っているところです。</p> <p>あと予算に関しましては、そういった認識を持っていただいて、今後も予算編成に取り組んでいただきたいと思います。以上です。</p>
○笹原議長	ほかに質疑は、ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 47 号、令和 5 年度錦江町一般会計補正予算(第 10 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 47 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号、令和 5 年度錦江町一般会計補正予算(第 10 号)については、原案のとおり可決されました。ここでしばらく休憩いたします。11 時から会議を再開します。
	休憩 10:50 再開 11:00
○笹原議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
	日程第 7 議案第 48 号
○笹原議長	日程第 7、議案第 48 号、令和 5 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 48 号、令和 5 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額は 509 万円の減額で、累計は 14 億 5,584 万 6 千円となりました。主な内容につきましては、歳出は、賦課徴収費を 24 万 2 千円、並びに、

	<p>保険給付費等交付金償還金を 29 万 4 千円、それぞれ減額するとともに、一般被保険者療養給付費を 564 万 4 千円減額するものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、保険基盤安定繰入金を 329 万 3 千円、並びに財政安定化支援事業繰入金を 303 万 4 千円、それぞれ増額するとともに、一般被保険者国民健康保険税を 1,147 万円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 1 款国民健康保険税から 7 款諸収入までと、歳出 1 款総務費から 5 款諸支出金までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 48 号、令和 5 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 48 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号、令和 5 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第 8 議案第 49 号
○笹原議長	日程第 8、議案第 49 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第 49 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 2 号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額 99 万 7 千円の増額で、累計は 13 億 5,010 万 6 千円となりました。主な内容につきましては、歳出は、介護予防住宅改修費を 40 万円、並びにシステム改修委託料を 33 万円それぞれ増額するとともに、訪問調査支援システム導入業務委託料を 2 万 7 千円減額するものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、介護給付費繰入金を 46 万 3 千円、並びに国庫の事業費補助金を 31 万 3 千円それぞれ増額するとともに、地域支援事業繰入金を 5 万円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申</p>

	し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入3款国庫支出金及び7款繰入金と、歳出1款総務費から4款地域支援事業費までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第49号、令和5年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。お諮りします。議案第49号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第49号、令和5年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第9 議案第50号
○笹原議長	日程第9、議案第50号、令和5年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第50号、令和5年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額は77万3千円の増額で、累計は685万7千円となりました。内容につきましては、歳出は、システム改修委託料を77万3千円、また、歳入につきましては、一般会計繰入金を同額増額するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入2款繰入金と、歳出1款総務費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第50号、令和5年度錦江町介護保

	<p>険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。お諮りします。議案第50号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第50号、令和5年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第10 議案第51号</p>
○笹原議長	<p>日程第10、議案第51号、令和5年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
	<p>（新田町長 登壇）</p>
○新田町長	<p>議案第51号、令和5年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、累計は1億2,246万7千円で、変更はございません。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は、補修材料費を30万円、並びに予備費を20万8千円、それぞれ増額するとともに水道消費税を66万円減額するものでございます。また歳入につきましても変更はございません。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>（新田町長 降壇）</p>
○笹原議長	<p>これから質疑を行います。第1表歳出予算補正の歳出1款総務費及び5款予備費について質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	<p>（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
○笹原議長	<p>質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。</p>
	<p>（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第51号、令和5年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。お諮りします。議案第51号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第51号、令和5年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第11 議案第52号 日程第12 議案第53号 日程第13 議案第54号</p>
○笹原議長	<p>日程第11、議案第52号、錦江町水道事業の設置等に関する条例について、</p>

	日程第 12、議案第 53 号、錦江町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、日程第 13、議案第 54 号、錦江町水道事業の剰余金の処分等に関する条例についての 3 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 52 号、錦江町水道事業の設置等に関する条例、議案第 53 号、錦江町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに、議案第 54 号、錦江町水道事業の剰余金の処分等に関する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 同議案につきましては、令和 6 年 4 月 1 日からの錦江町簡易水道事業から水道事業への移行に伴い、地方公営企業法の財務規定等を適用することから、当該事業の設置等、職員の給与の種類及び基準、並びに当該事業における剰余金の処分等に関し、必要な事項を定めるため本条例案を提案するものでございます。以上、議案 3 件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから、議案第 52 号、錦江町水道事業の設置等に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 52 号、錦江町水道事業の設置等に関する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 52 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第 52 号、錦江町水道事業の設置等に関する条例については、原案のとおり可決されました。 議案第 53 号、錦江町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 53 号錦江町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 53 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第 53 号、錦江町水道事業職員の給

	与の種類及び基準に関する条例については、原案のとおり可決されました。 次に、議案第 54 号、錦江町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について、討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 54 号、錦江町水道事業の剰余金の処分等に関する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 54 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号、錦江町水道事業の剰余金の処分等に関する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 14 議案第 55 号
○笹原議長	日程第 14、議案第 55 号錦江町簡易水道事業の水道事業への移行及び錦江町農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 55 号錦江町簡易水道事業の水道事業への移行及び錦江町農業集落排水事業に、地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から錦江町簡易水道事業から水道事業への移行並びに錦江町農業集落排水事業への地方公営企業法の財務規定等の適用に伴い、関係条例の整備を行いたいため本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 55 号錦江町簡易水道事業の水道事業への移行及び錦江町農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 55 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号錦江町簡易水道事業の水

	道事業への移行及び錦江町農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 15 議案第 56 号
○笹原議長	日程第 15、議案第 56 号、錦江町農業集落排水事業の設置等に関する条例について、日程第 16、議案第 57 号、錦江町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例についての 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 56 号、錦江町農業集落排水事業の設置等に関する条例並びに議案第 57 号錦江町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から、地方公営企業法による公営企業会計への移行に伴い、当該事業の設置等並びに当該事業における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるため、本条例案を提案するものでございます。以上、議案 2 件につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから、議案第 56 号、錦江町農業集落排水事業の設置等に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 56 号、錦江町農業集落排水事業の設置等に関する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 56 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号錦江町農業集落排水事業の設置等に関する条例については、原案のとおり可決されました。 次に、議案第 57 号錦江町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 57 号、錦江町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 57 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号、錦江町農業集落事業の剰余金の処分等に関する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 17 議案第 58 号
○笹原議長	日程第 17、議案第 58 号、錦江町神川大滝公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 58 号、錦江町神川大滝公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、当該施設を指定管理者が管理するにあたり、利用料金を収入として収受させることを明文化したいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬君。
○5 番 浪瀬議員	これを見れば、今までは指定管理者が、利用料金はもらってなかったということでもありますけれども、もちろんそうであれば町に入ったと思うんですが、町の収入料金はどのくらいですか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	浪瀬議員のご質問にお答えします。詳細につきましては観光交流課長に答弁させますが、これまで利用料金相殺という指定管理者の制度がありながらもですね、それで運用していたにも関わらず、明文化をしていなかったために今回、条例上に明文化しておかなければいけないだろうということで、錯誤による改正ということで、私が理解しているところでございます。詳細については観光交流課長に答弁させます。
○木下観光 交流課長	はい。
○笹原議長	観光交流課長。
○木下観光 交流課長	浪瀬議員のご質問にお答えします。今、町長の答弁にありましており、今まではですね、指定管理の要綱上で、大滝の茶屋の和室の使用料収入については、運用上指定管理の方が収入できるような要綱でまとめていたんです

	けれども、そのことを今回、この条例です、明確にしたいということで提案させていただいたところです。過去に使用の実績につきましては、5年ぐらい前にですね、3、4件あったというふうに今の指定管理の方から聞いております。その料金については当然、運用で指定管理者の収入として収受しているところでございます。以上です。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	今の話だと、もう実際的には指定管理者が収入として上がってきたということです。本来であればですよ、指定管理制度を設けたときにそれはちゃんとおこななければならなかったことであって、それでなかったら本来ならば使用料というのは町が収入として、あげなければならなかったということじゃないかなと私は理解するんですが、いいです、それで。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	直接関係はないと思うんですが、ある方がですね、この大滝の対応についてちょっと聞かれました。それはなぜかといいますと、今料金の話がありましたけれどもそれだけのことであったら、サービスの面でお絞りを出してくれないと。そして、ちょっと高貴の方じゃないですけど、お客さんを連れて行ったときにそういうことがなかったらもう、すぐ食事かというようなことと言われましたと。そこらは契約、前もですが、一遍そういったことで取り決めというのはされたのですか。お絞り関係については、どうでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	観光交流課長に答弁させます。
○木下観光 交流課長	はい。
○笹原議長	観光交流課長。
○木下観光 交流課長	水口議員のご質問にお答えします。まず、レストランのほうでのお絞りがなかったとか、そういったサービスの件ですけれども、その事業につきましてはですね、この指定管理とは別に指定管理者が自主事業でやってることです。ただ、運営の方法なり、そういったことについてはですね、こちらも来てくださるお客様に対しては、仕様書上で、サービスの徹底を図る、町がするよりも指定管理者になってよかったというような、さらなるサービ

	<p>スをしてくれというふうをお願いしているところです。そういったお声がありましたらですね、ぜひこちらのほうに言っていただければまた、指定管理者との話合い、協議を持ってですね、サービスの向上を図っていききたいというふうに考えております。終わります。</p>
○10番 水口議員	<p>はい。</p>
○笹原議長	<p>10番、水口君。</p>
○10番 水口議員	<p>指定管理の中の詳しい契約についてはでしょうけれども、例えば今後、大滝をですね、発展させていくとなればそういったサービスもなんですから指定業者にはどうするのか、例えばそういう意見があるがということは1回も耳を通してないですか。お客様から町として、なかった。</p>
○木下観光 交流課長	<p>はい。</p>
○笹原議長	<p>観光交流課長。</p>
○木下観光 交流課長	<p>今年度からですね、コロナの規制がなくなりまして、コロナ前みたいな、本格的にレストラン経営等されているようではすけれども、今年状況は、そういった苦情等はありません。ただ昨年まではですね、コロナで規制がございましたので、密にならないように、席を例えば6人座れるところ4人がけとか、そういった形を自主規制を取られておりましたので、お客様を待たせるというようなことは聞いておりましたけれども、それはもうコロナの中での運営、経営ですので、それは致し方ないのかなというふうに思ってたところです。以上です。</p>
○10番 水口議員	<p>はい。</p>
○笹原議長	<p>10番、水口君。</p>
○10番 水口議員	<p>できたらですね、そういったことがないと、ほかのところに行ったらですね、いろんなところで、布じゃなくて、ペーパーのやつが出たりするんですよ。心配するのが、ああいうのを螺旋で回りますから、そういうのが故障があったのかなと思ったりもしたもんですから、やめたのかなと。もう1回も、もう出してないのかな。できたら今後この契約がされるんだったら、お願いだからということは1つ要望してほしいというふうに思います。</p>
○新田町長	<p>議長。</p>
○笹原議長	<p>はい、新田町長。</p>
○新田町長	<p>これまでの経緯につきましてはちょっと今当方でも分かりませんが、先ほど観光交流課長が答弁しましたように、より良いサービスの提供のために、事業者と協議しながら今後も進めてまいりたいというふうに思います。以上</p>

	です。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 58 号、錦江町神川大滝公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 58 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号、錦江町神川大滝公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 18 議案第 59 号
○笹原議長	日程第 18、議案第 59 号、令和 5 年度錦江町旧老人福祉センター等解体工事請負契約の締結についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 59 号、令和 5 年度錦江町旧老人福祉センター等解体工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 5 年 11 月 24 日に条件付一般競争入札に付した錦江町旧老人福祉センター等解体工事につきまして、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 59 号、令和 5 年度錦江町旧老人福祉センター等解体工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。議案第 59 号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号、令和 5 年度錦江町旧老人福祉センター等解体工事請負契約の締結については、このとおり可決されました。

	日程第 19 議案第 60 号
○笹原議長	日程第 19、議案第 60 号、指定管理者の指定についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 60 号、指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、神川大滝公園の指定管理者の指定期間が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了することから、指定につきまして、本案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越君。
○8 番 川越議員	恐らく公募されたと思うんですが、何社ぐらい入られたのか教えてください。それとですね、この 2 枚目の契約指定管理者となる団体の名称が Mt.King というふうになって、聞きましたら山王さんだというふうに聞きました。なぜこれが Mt.King になったのか。家族で経営されるのか、責任者の所在がどこなのかちょっとよく分かりませんがお示してください。
○新田町長	議長
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	応募者数につきましては、1 社であったというふうに報告を受けております。それから、受けられる団体につきましては、指定管理の性格上、個人では受けられない、指定管理を受注できない形になっておりますので、団体としてその屋号等ですね、設定していただかないといけない。そしてこれまでは〇〇物産というようなことでされていらっしゃいましたが、今回新たにそういう屋号をつけられたという団体での指定管理受託ということで内容を聞いております。もし不備がございましたら、観光交流課長から補足答弁させます。
○木下観光 交流課長	はい。
○笹原議長	観光交流課長。
○木下観光 交流課長	川越議員のご質問にお答えします。今、町長が答弁されたとおりでございますが、補足といたしまして山王物産のほうで今年度まで、指定管理をされますけれどもその代表者が、今度引退されるということで、屋号名称まで変

	えられまして、今現在息子さんが管理運営されてますけれども、その息子さんが代表者になられるということでございます。補足は以上です。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	指定管理料についても検討されますか。従来どおりですか。来年度のことなどで当初で出されると思うんですが、その辺の条件等はつきませんでしたか。
○木下観光 交流課長	はい。
○笹原議長	観光交流課長。
○木下観光 交流課長	今年度までの指定管理料につきましては154万円です。来年度からはですね、176万円を計上する予定です。 増額した理由につきましては、まずあそこで清掃をしていただくようになっております。その清掃賃金を機械持込みでされているという実情がありますので、機械持込みの単価に変えました。その分が主に増額の要因になっております。以上です。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	指定管理の条件の中で先ほど町長が、個人では指定管理はできなくて、団体じゃなければいけないと。この団体が法人なのか、それともどういう団体なのか。名称変更は、もちろんその法人であれば、社名変更ができるわけですが、団体は何をもって団体とするのか、そこら辺を説明お願いします。
○新田町長	議長
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。この団体についてはですね、団体の定義というものは、株式だとか有限だとか合同会社とかそういった定義はございません。あくまでも任意の団体でも構いませんので、これについても、個人、例えば新田敏郎が受けるということではできませんが、組織であっても、新田何とかNPOでも何でもいいですし、そういう団体と思われるのであれば、個人事業主でも法人格がなくても、それは問われません。以上でございます。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 60 号、指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。議案第 60 号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 60 号、指定管理者の指定については、このとおり可決されました。
	日程第 20 議案第 61 号
○笹原議長	日程第 20、議案第 61 号、指定管理者の指定についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 61 号、指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、錦江町神川キャンプ場を管理する指定管理者を指定したいため、本議案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	<p>キャンプ場を松下工務店が引受けられたということで、誰たちが応募されたのかなということで、まず 1 点は、何件ぐらい応募があったのか。</p> <p>私、気になることがございます。というのはこの条例の中で、3 年間ということで決められておるわけでございますけれども、私の知るところでは条例の中でもまた、5 年間という場所もあろうかと推測するわけでございますけれども、その条例の 5 年と 3 年の取決めの基準と申しますか、要綱と申しますか、そこら辺のところですね。教えていただきたい。</p> <p>また、5 年になっている箇所は今指定管理の中で何か所ぐらいあるのかです、そこら辺のところも教えていただければ、今後、勉強になると思いますので、よろしく願いいたします。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。まず、今回の指定管理につきましては、2 団体の応募があったと聞いております。そしてそれから 2 問目の指定管理者の管理の期間が 1 年があったり、3 年があったり、5 年があったり、その

	<p>基準は何なのかというところでございますけれども、これは指定管理制度が入ったときにそもそもこの指定管理制度というのは、行政が直接管理するよりも、民間の方々がノウハウを活用して、より良いサービスの提供であったり、より良い収益性を高めていく、そういった管理がこの指定管理制度の導入だったと。そういった中で、やはり事業者さんが投資があるものについては、1年交代されては、投資した経費の回収ができないので、そういうものについてはやはり、最長の5年というものもあろうであろうというようなことを私ども認識しています。</p> <p>ただ、今回の神川キャンプ場については、条例制定をするときにおおむね3年ということしております。3年以内ということ。これにつきましては、そんなに大きな投下、まずは設備投資がないであろうということを念頭に置いた3年間の設定でございましたので、やはり、その施設施設に応じた期間にその投資経費、設備投資の改修も含めた経営計画に沿ってですね、ある程度期間を定めていると。それは自治体判断で、それぞれの施設ごとに判断して良いとなっておりますので、今回神川キャンプ場については3年ということとさせていただきますのでございます。以上です。</p>
○木下観光交流課長	はい。
○笹原議長	観光交流課長。
○木下観光交流課長	小吉議員の質問にお答えします。観光交流課で管轄してます、指定管理に出してる施設についての指定管理の期間ですけれども、5年の期間を設けておりますのが、にしきの里でございます。あとについては、全て3年以内ということになっております。以上です。
○9番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	先ほど町長の答弁にありました、1年というのは、現在錦江町の場合にはないわけですね。確認です。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	1年はですね、荒茶加工場が年限は、たしかもう少しあったと思いますが、1年で更新をかけている、ここ1、2年は1年で更新かけている状況かというふうに思います。ただし、最初から1年というものはなかったように存じております。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 61 号、指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。議案第 61 号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 61 号、指定管理者の指定については、このとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。次の本会議は、6日でありますので申し添えておきます。
	散会 11:40